

「名古屋ならではの産学連携の促進事業」管理運営業務委託
仕様書

1 趣旨

見本市・展示会の出展者及び来場者に対して、地元地域の大学、研究機関、産学連携推進組織が有する最新の研究成果等を紹介する機会を提供し、新たな商品やサービスにおけるイノベーションを促進し、社会実装の加速化を図ることで、当地域が強みを持つ学術・産業領域の交流の活性化を図ることにより、新たな展示会や学会の誘致促進を図り、当地域独自の新たなMICEスタイルを創出する。

については、今年度開催される「Japan Mobility Show Nagoya 2025」において、モビリティ関連分野学会と連携したシンポジウムを併催し、イノベーションの創出や交流人口の増加に伴う経済波及効果の創出といった都市経済の活性化を図る。

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 実施概要

(1) ブース出展

①出展をする展示会

- ・名称：Japan Mobility Show Nagoya 2025（以下「展示会」）
- ・会期：令和7年11月22日（土）～24日（月・祝）
- ・時間：11月22日・23日 9時～18時
11月24日 9時～17時
- ・会場：ポートメッセなごや 第1展示館、第2展示館、第3展示館
- ・主催：中部経済新聞社、TOKAI RADIO、愛知県、名古屋市、
日本自動車販売協会連合会愛知県支部
- ・URL：<https://www.mobilityshow-nagoya.jp/>

②出展内容

- ・上記趣旨を踏まえた「名古屋ならではの産学連携の促進事業」のブース出展
- ・シンポジウム参加者と展示会参加者が交流できる機会を創出するため、ブース内にネットワーキングスペースを設置

(2) シンポジウムの開催（200名程度聴講予定）

4 委託業務内容

(1) ブースの設置

- ・本事業の趣旨を踏まえ、ネットワーキングが可能なブースのデザイン企画・運営を行うこと
- ・本事業の取り組みの趣旨の内容が分かるパネルを1枚制作すること。
※当事業の詳細は「仕様書 別添①」を参照

- ・（公財）名古屋観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」）より紹介する、シンポジウム主催者と事前打合せを実施し、ブース内に、シンポジウム登壇者の発表内容及び、各大学の研究テーマのオリジナル展示物を最大で15点製作すること。製作物は二次利用及び加工ができるデータをシンポジウム主催者に提供すること。
- ・ビューローと協議の上、展示会において開催される、下記3大学によるシンポジウムの参加者と展示会参加者が自由に交流できるスペースをブース内に企画設置すること。

名古屋大学未来社会創造機構モビリティ社会研究所（GREMO）

[URL : <https://www.gremo.mirai.nagoya-u.ac.jp/>]

日本大学生産工学部自動車工学リサーチセンター（NU-CAR）

[URL : <http://nu-car.jp/>]

神奈川工科大学研究推進機構先進自動車研究所（VRI）

[URL : <https://www.kanagawa-it.ac.jp/~14024/vri/index.html>]

シンポジウムテーマ

「名古屋大学、日本大学、神奈川工科大学が考えるデジタルトランスフォーメーション～テスト＆シミュレーションの現状と将来～（仮）」

- ・ブースは、展示会主催者が示めす位置に設置することとし、開催期間中3日間実施すること。また、ブースは6小間とし、必要な展示物及び装飾、備品や電源等（机・椅子・映像音響機器などネットワーキングを実施するうえで必要となる一切の備品・消耗品）を用意すること。なお、展示会主催者への申し込み及び、出展料並びにシンポジウム聴講者の展示会入場料の支払いも契約金額内で受託者が行う。
- ・ブース内で、参加者同士のマッチング・交流が促せるような工夫を施すこと。
- ・軽食やドリンク等が提供できる軽飲食コーナーを設置すること。
- ・十分な知識と経験を有した全体コーディネーターを置くこと。また、当日は、運営スタッフを必要数配置すること。

（2）シンポジウム開催

シンポジウムは3大学が主に運営するが、開催にかかる会場費支払い等の事務手続きは受託業者が行うこと。なお、シンポジウム会場費の支払いは契約金額に含む。

（3）「名古屋ならではの産学連携の促進事業」の広報

- ・事前広報として、展示会公式ホームページ等への広告掲載募集に申込み、効果的な広報を実施すること。その際の広告費は契約金額に含む。
- ・会期中広報として、配布可能なチラシ（A4、4色刷り）を1,000部作成の上、ネットワーキングスペースへの来場促進を目的に配布すること。

（4）開催後のアフターフォロー

- ・本事業の成果としてマッチングが実現されることを目指し、シンポジウム登

- 壇者のアフターフォローを行うこと。目標値：マッチング件数6件以上
- ・本事業の効果測定として、ネットワーキングスペースでの来場者数及びマッチング件数について計測するとともに、有効な指標を設定し、測定すること。

(5) 自由提案

上記以外に、本事業の趣旨を達成するために受託者において実施可能なことがある場合は提案すること。

(6) その他

受託者とビューロー、展示会主催者、シンポジウム主催者との役割分担など、実現可能な業務推進体制、具体的なスケジュールを定めること。

4 業務の報告

- (1) 受託者は、業務終了後、令和8年2月末日までに、業務内容及びその会計に関する報告書をビューローに提出し、完了検査を受けること。
- (2) 業務内容報告書は、ネットワーキングスペースの設置の記録、本事業開催後のアフターフォローの記録、本業務による成果の記録など、ビューローと協議したうえで、履行した業務内容を正確かつ簡潔に取りまとめ、データ及び原本を提出すること。

5 受託者の責務

- (1) 本業務を遂行するにあたり、参加者との間で生じたトラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。
- (2) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (3) 一括再委託の禁止 受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
- (4) 信用失墜行為の禁止 受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (5) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (6) 本業務における成果物及びその著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用でき、期間以降も同様に使用できるものとする。
- (7) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、

著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。

- (8) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- (9) 妨害又は不当要求に対する届出義務 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (10) 障害者を理由とする差別の解消の推進 受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。また、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
- (11) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。
また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (12) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（ビューローとの連絡調整担当者）を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。
- (13) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

6 その他

- (1) 受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。
- (2) 本仕様書は委託内容の大要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビュー

ーローが行うものとする。

- (3) ビューローが提供した資料については業務終了時までに返却すること。
- (4) 契約締結業者は宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないことが条件とする。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は、ビューローと受託事業者の協議により決定するものとする。